

所 環 総 第 95 号  
平 成 20 年 3 月 3 日



所沢市代表監査委員 阿部 武志 様

所沢市長 当摩 好子

監査の結果に基づく措置について（通知）

平成18年12月1日付け所監第74号で報告のあった監査の結果について、別紙のとおり措置を講じましたので、地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

## 監査の結果に基づく措置

部・課名 等	環境クリーン部 生活環境課
<p>〔監査結果の内容〕</p> <p>1 改善を要する事項</p> <p>(1) 畜犬登録等交付手数料の収納について</p> <p>手数料の納入者に領収書が交付されていない事例が見受けられたので、所沢市会計規則第13条に則り、適正に事務処理をされたい。</p>	
<p>〔講じた措置の内容〕</p> <p>平成18年12月14日付け事務連絡により、所沢市収入役に、所沢市会計規則の一部改正（別表第4）について依頼するとともに、出納室長あて、公印新調申請書（使用開始日・平成19年4月1日）を提出しました。</p> <p>上記依頼の事務は順調に進められ、平成19年度集合狂犬病予防注射会場において、領収書の発行を行う事が出来ました。</p>	